

副 本

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外234名

被告 日本原子力発電株式会社

準備書面（13）

水戸地方裁判所民事第2部 御中

令和元年10月2日

被告訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



弁護士 井上 響太



目次

はじめに.....	1
第1 原告ら準備書面（83）の認否.....	1
1 「第1 はじめに」.....	1
2 「第2 経理的基礎と人格権侵害」について.....	1
(1) 「1 原子炉等規制法の規定」について.....	1
(2) 「2 原子炉の運転・操業に関する経理的基礎の必要性」について....	2
(3) 「3 人格権侵害と経理的基礎」について.....	4
3 「第3 被告日本原電は原子炉を適正に設置・維持管理するための経理的基礎を欠いている」について.....	6
(1) 「1 これまでの原告らの主張」について.....	6
(2) 「2 本件原子炉は、維持管理に関する経理的基礎を無視した違法な設置変更許可処分による違法な施設である」について.....	6
(3) 「3 事故対策工事費用すらも欠落し、特重建設費用については全く検討もされないまま設置変更許可処分が行われたこと」について.....	8
(4) 「4 被告日本原電の経営破綻必至の経理的基礎のない事業者である」について.....	9
(5) 「5 被告日本原電には、事故を起こした場合の損害賠償能力もない」について.....	9
(6) 「6 被告日本原電は、経理的基礎に関する主張を殆ど行っていない」について.....	10
第2 原告らの主張に対する反論.....	10
1 本件発電所の維持管理に係るもの.....	10
(1) 本件発電所の維持管理に要する費用の確保の実績.....	11
(2) 原子炉等規制法の定める運転段階以降の安全規制.....	13

(3) まとめ.....	16
2 事故時の損害賠償に係るもの.....	16
(別紙) 直近15事業年度の被告の主な経営指標.....	20

略 語 表

原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)
本件発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
本件原子炉設置変更 許可申請	被告が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会 に対して行った本件発電所の原子炉設置変更許可申請
本件原子炉設置変更 許可	被告が平成30年9月26日付けで原子力規制委員会 から受けた本件発電所の原子炉設置変更許可
福島第一原子力 発電所事故	平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発 電所において発生した事故

はじめに

被告は、平成31年1月31日付準備書面（10）において、本件発電所において新たな規制基準への適合に向けて行う工事の資金について、当該資金として見込んでいる金額を上回る金額をこれまでに調達してきた実績があること、同発電所の受電会社の親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び受電会社である東北電力株式会社が被告に対し資金支援を行う意向がある旨を文書で表明したことに照らし、自己資金及び借入金により当該資金を安定的に確保できることを主張した（297～299頁）。

これに対し、原告らは、令和元年9月9日付原告ら準備書面（83）において、専ら、被告が上記資金の調達を行った後の、本件発電所の維持管理に係る経理的基礎や事故が発生した場合の経理的基礎について主張を行っている。

本準備書面では、原告ら準備書面（83）に対し、被告の現在の状況を踏まえ、認否及び反論を行う。このうち、本件発電所の維持管理に係る原告らの主張については、原告らの人格権侵害との関連性を明確にすべく、同発電所の維持管理に要する費用の確保の実績に加えて、原子炉等規制法の定める運転段階移行の安全規制をも踏まえた反論を行う。

第1 原告ら準備書面（83）の認否

1 「第1 はじめに」

原告らの主張の要約であり、認否の限りでない。

2 「第2 経理的基礎と人格権侵害」について

(1) 「1 原子炉等規制法の規定」について

第一段落については認める。

第二段落については、第189回国会衆議院原子力問題調査特別委員会第4号（平成27年5月28日）において田中俊一原子力規制委員会委員長（当

時) が政府特別補佐人として説明した以下の内容の範囲で認める。

「原子炉を設置するために必要な経理的基礎があることを設置許可の要件とした趣旨は、原子炉の設置に多額の資金を要することに鑑み、そのための資金や調達能力を欠いた場合には原子炉の設置の基盤そのものを失うことになるということから、原子炉の設置に係る経理的基礎が重要であるという認識に立ったものと考えております。運転に当たってはこうした確認は必要ないだろうという判断であります」(丙G第38号証)

(2) 「2 原子炉の運転・操業に関する経理的基礎の必要性」について

①原子炉等規制法43条の3の6第1項2号は、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」を原子炉設置許可の基準の一つとして定めるとおり、同号にいう「経理的基礎」に維持管理を含めていないこと、②原子力規制委員会は、本件原子炉設置変更許可申請の内容が同法43条の3の6第1項2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に適合するか否かについて、「申請者は、本件申請に係る重大事故等対処設備他設置工事に要する資金については、自己資金及び借入金により調達する計画としている。申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。なお、審査の過程において、当委員会は、過去の借入れにおいては、取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要

する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した」(丙H第5号証)として、本件原子炉設置変更許可を行ったこと、③本件発電所の原子炉設置許可の取消を求めて提起された訴訟の水戸地裁昭和60年6月25日判決(判例時報1164号3頁)は、「規制法二四条一項三号が要件としているのは、『原子炉の設置』に必要な経理的基礎であつて、『原子炉の運転』についての経理的基礎ではない(このことは、技術的能力についてはこれらの両方についての要件とされていることと対比すれば、明らかである。なお、これは、運転についての経理的基礎を必要としないことを必ずしも意味するわけではなく、ただ、原子炉設置許可に際しては、設置のための経理的基礎のみを要件として審査するものとされているにすぎない。)。したがつて、日本原電が原子炉の運転すなわち発電所の操業により収益をあげてきたか否か、事故が発生したにもかかわらず運転を続行したか否か等の点は、規制法二四条一項三号の要件たる経理的基礎と直接関わりを有する事項とはいえず、前判示のように、原子炉施設の工事に必要な資金の調達の面から右要件の充足の有無を判断すれば足りるから、原告らの主張事実が仮に認められるものとしても、前記判断を左右するものではない」と判示したこと、④「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)8条の2第1項3号及び同法施行規則4条の2の2第2号に、原告ら準備書面(83)4頁3～9行目に引用する内容が定められ、これらと同様の定めが同法15条の2第1項3号及び同法施行規則12条の2の3第2号にあること、⑤電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)により、(i)電気の小売業への参入の全面自由化を実施するとされたこと、(ii)小売参入全面自由化に伴い、発電事業、送配電事業、小売電気事業ごとに、それぞれ必要な規制を課すこととされ、例えば、発電事業及び小売電気事業については総括原価方式は採用されず、発電事業については届出制が採用されたこと、(iii)電気事業法5条2号の定めについて、「その電気事

業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」から「その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」に改められたことは認め、その余は争う。

原告らは、廃棄物処理法や電気事業法の定めを挙げるなどして、原子炉等規制法に規定される原子炉設置許可要件としての経理的基礎には、設置だけではなく、維持管理のためにも経理的基礎が具備されていることを求めているものと解するのが相当であると主張するが（原告ら準備書面（83）4～5頁）、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号は「発電用原子炉を設置するために必要な…経理的基礎があること」と定めるとおり、同号のいう「経理的基礎」に維持管理が含まれないことは文言上明らかである。このことが原告らの挙げる他の法令の定めにより覆される余地はないのであって（前掲水戸地裁昭和60年6月25日判決も同様の考え方であるといえ、控訴審で言い渡された東京高裁平成13年7月4日判決においても維持されている。）、独自の見解を述べる原告らの主張に理由はない。

本件発電所の維持管理と本件訴訟における人格権に基づく本件発電所の差止請求との関係を述べる原告らの主張については、後記第2の1において、その理由がないことを述べる。

(3) 「3 人格権侵害と経理的基礎」について

①千葉地裁平成19年1月31日判決（判例時報1988号66頁）は、産業廃棄物管理型最終処分場の建設予定地周辺に居住する者らが当該施設の設置者に対し人格権に基づき当該施設の建設等の差止めを求めた事案において、原告ら準備書面（83）6頁3～11行目に引用する判示を行い、原告らの請求を認容したこと、②東京高裁平成31年2月27日判決（甲G第69号証）は、設置予定の産業廃棄物中間処理施設の周辺に居住し又は農

業等を営む者らが当該施設の設置者に対し人格権に基づき当該施設の建設等の差止めを求めた事案において、原告ら準備書面（８３）６頁１６行目～７頁１０行目に引用する判示を行い、控訴人ら（一審原告）の請求を認容したこと、③本件発電所が営業運転を現在行っていないことは認め、その余は争う。

上記各判決はいずれも、廃棄物処理法により規制される産業廃棄物に係る施設が係争の対象とされたものであるが、以下に述べるとおり、原告らの主張の根拠となるものではない。

まず、前掲千葉地裁平成１９年１月３１日判決については、その控訴審で言い渡された東京高裁平成２１年７月１６日判決（判例時報２０６３号１０頁）において、控訴人（一審被告）が係争対象である施設を適切に維持管理するための経済的基盤は存在しないとの被控訴人ら（一審原告）の主張が排斥され、原判決の請求認容部分が取り消されている。

また、前掲東京高裁平成３１年２月２７日判決は、設置者の経理的基礎に関し、「想定したものに及ばない額及び条件でしか融資を受けることができず、また、想定どおりの融資を受けられたとしても、当初計画していた売上では融資条件に従った返済をする原資を確保できないとすれば、被控訴人において、①本件中間処理施設の建設費を削減し、その結果、設置計画の技術上の基準に満たない処理施設を建設したり、②当初計画以上の額の元金の返済や利息の支払のため、また、現実の収支に対応しない当初計画における高額な返済原資の確保のため、当初計画以上の量の産業廃棄物を受け入れたり、計画外の産業廃棄物を受け入れ、また、それらの処理のために維持管理上の技術上の基準に反した操業を行うといった不適正な産業廃棄物処理を行わざるを得なくなる事態が優に想定されるというべきである」とし、「そのような状況の下では、有害な物質が許容限度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすことが想定されるといわざる

を得ない」と判示する（甲G第69号証61～62頁）。しかしながら、廃棄物処理法と原子炉等規制法とでは、規制の対象とする施設をみても全く異なり、各法令の定める規制の内容はもとより、規制権限の行使として行われる措置の内容も自ずと異なることから、原子炉等規制法のもとで、当該判決が挙げる上記①や②といった事態が本件発電所において具体的に生ずることがあるか否かは、当該判決の判示によって何ら明らかになるものではなく、むしろ、同発電所においてこのような事態が生ずることがないことは、後記第2の1において述べるとおりである。加えて、当該判決は、「本件中間処理施設は、廃掃法及び施行規則が規定する設置計画の技術上の基準を満たさず、また、被控訴人は、廃掃法及び施行規則が規定する維持管理の技術上の基準及び能力の基準を満たしていないのであるから、本件中間処理施設が建設され、被控訴人によって使用、操業されれば、ダイオキシン類を始めとする有害物質が排出抑制基準を超えて多量に排出される可能性が高いというべきである」（同号証63～64頁）とするとおり、係争対象である施設が廃棄物処理法及び同法施行規則の定める設置計画の技術上の基準並びに維持管理の技術上の基準及び能力の基準を満たしていないとの認定判断を行っているが、本件発電所の原子炉施設が原子炉等規制法等の定める基準に適合しないということはなく、本件訴訟とは事案の基本的性格が全く異なる。

3 「第3 被告日本原電は原子炉を適正に設置・維持管理するための経理的基礎を欠いている」について

(1) 「1 これまでの原告らの主張」について

原告らの主張の要約であり、認否の限りでない。

(2) 「2 本件原子炉は、維持管理に関する経理的基礎を無視した違法な設

置変更許可処分による違法な施設である」について

①平成29年11月15日、同月22日及び平成30年4月11日の原子力規制委員会の記者会見において、更田豊志委員長が、原告ら準備書面（83）9頁23行目～10頁8行目に引用する内容の趣旨の発言を行ったこと、②平成31年2月17日に茨城県水戸市で開催された「東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会」において、原子力規制庁職員が、原告ら準備書面（83）10頁13～23行目に引用する内容の発言を概ね行ったこと（甲G第70号証）、③平成29年11月22日の原子力規制委員会の記者会見において、更田豊志委員長が、「おそらく設置許可段階の経理的基礎に関して、これ以外のところまで、今おっしゃったような将来の経営にわたるような判断を設置許可段階ですることは考えていないし、それはむしろ日本原電という会社の性質から考えると、電力事業者全体であるとか、ないしは、場合によっては経済産業省の中での検討といったようなものが重要になってくるのだらうと思います」と発言したこと、④電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により、（i）電気事業法5条2号の定めについて、「その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」から「その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」に改められたこと、（ii）同法3条の定めについて、2項が削除され、「一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない」に改められたこと、（iii）同法27条の27が新設され、その第1項柱書は「発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない」と定めること、（iv）被告は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則の規定に基づき、発電事業届出書の提出をしたとみなされること、⑤原子力規制を監視する市民の会が作成したとする「原子力規制庁・経産省・東京電力 院

内記録ヒアリング記録（一部抜粋）」と題する文書（甲G第71号証）に、「（経産省）」として、「安定供給というのは重要な政策課題なので、そういう観点からは経理的に厳しくなって供給ができなくなるとそれは困りますので、日々のオペレーションのコストがまかなえるかどうかとか、収支がどうなのかは、今後まだできていないんですが、日本原電からお話しを聞いたりしていきたいなと思っています」、「知らないよという気はないが、法律は権限が明示的にあるわけではない。監督官庁としてしっかり安定供給という観点から各事業者がどういう状況にあるかということは、日本原電に限らず日々見なければならぬとは思っている」との記述があること、⑥平成30年3月20日の原子力規制委員会の記者会見において、更田豊志委員長が、原告ら準備書面（83）11頁25行目～12頁2行目に記述されている内容の発言を行ったこと、⑦平成26年4月30日付国第5準備書面に、原告ら準備書面（83）12頁3～6行目に引用する記述が概ねあることは認めるが、その余は原告らの意見の表明であり、認否の限りでない。

なお、原告らは、本項において、専ら電気事業法の下での経済産業省による監督を挙げるが、後記第2の1（2）において述べるとおり、本件発電所については、平成29年法律第15号改正後の原子炉等規制法の下で、原子力規制委員会による広範な事項に及ぶ原子力規制検査を含め、継続的に安全規制が実施されることとなる。

(3) 「3 事故対策工事費用すらも欠落し、特重建設費用については全く検討もされないまま設置変更許可処分が行われたこと」について

被告は、特定重大事故等対処施設に係る規定（設置許可基準規則42条）及び常設直流電源設備に係る規定（同規則57条2項）について、本件発電所の原子炉施設が適合するよう検討を行い、令和元年9月24日に原子炉設置変更許可申請を行った。本項における原告らの主張は、当該申請を行って

いないことを前提としたものであり、認否の要を認めない。

なお、被告は、上記申請に当たり、特定重大事故等対処施設等の設置に要する工事費として610億円を見込んでおり、自己資金及び借入金により調達することを計画している。

(4) 「4 被告日本原電の経営破綻必至の経理的基礎のない事業者である」
について

原告らの意見の表明であり、認否の限りではない。

(5) 「5 被告日本原電には、事故を起こした場合の損害賠償能力もない」
について

①原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）において、
(i) 原子炉の運転等に係る原子力事業者は、同法3条1項但書の場合を除き、原子力損害の賠償について無過失責任を負うことが定められ（同法3条1項）、その責任の範囲は無限責任であると解されていること、(ii) 原子力損害について賠償責任を負うのは同法3条に基づく原子力事業者に限られ（同法3条2項、4条1項）、原子力事業者への責任集中が図られていること、②経済産業省に設置された「東京電力改革・1F問題委員会」において、原告ら準備書面（83）16頁20～24行目の金額等を前提とする議論がなされたこと、③民間シンクタンクの中には、福島第一原子力発電所事故の処理費用が最大81兆円にのぼると試算するものがあること、④平成30年2月ないし令和元年5月25日に実施した本件発電所の状況説明会において、被告が原告ら準備書面（83）17頁9～10行目及び12～13行目にある趣旨の内容を含む説明を行ったこと、⑤原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会のまとめた「原子力損害賠償制度の見直しについて（素案）」（甲G第75号証）に、原告ら準備書面（83）17頁18～22行目に概

ね相当する記述があること、⑥東京電力ホールディングス株式会社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受けるに当たり、平成29年5月11日に経済産業省に対して特別事業計画の申請を行ったことは認め、その余は争う。

本件発電所の事故時の損害賠償に係る原告らの主張については、後記第2の2において、その理由がないことを述べる。

- (6) 「6 被告日本原電は、経理的基礎に関する主張を殆ど行っていない」
について
争う。

第2 原告らの主張に対する反論

1 本件発電所の維持管理に係るもの

原告らは、本件発電所の維持管理について経理的基礎を欠くことが人格権侵害につながることはいうまでもない（原告ら準備書面（83）5頁）、被告は本件発電所の原子炉の適正な設置及び維持管理をするために必要な資金調達の実行を怠っており、仮に何らかの方法でその調達ができたとしても、その後の借入金返済に必要な費用を支出した場合、手抜き工事等の不適正な操業を行うおそれが高い状況にあることは明らかである（同8頁）などとして、被告は本件発電所の維持管理について経理的基礎を欠くことにより、原告らの人格権が侵害される具体的危険性が生ずるかのように主張する。

しかしながら、本件発電所の維持管理に要する費用については、受電会社との共同開発のもとで事業を遂行してきた同発電所において、これまで安定して確保してきたとの実績があり（後記（1））、加えて、本件発電所の運転開始以降も安全確保について所要の対応を求める原子炉等規制法のもとで、原告らの述べるような本来有すべき安全性を欠落させた設備の手抜き工事がなされ

るといった事態はおよそ考えられないのであって（後記（２））、人格権侵害の具体的危険を述べる原告らの主張は、前提を欠き何ら理由がない。

（１）本件発電所の維持管理に要する費用の確保の実績

被告は、平成２６年１２月４日付準備書面（３）において述べたとおり、本件発電所については東京電力株式会社（当時）及び東北電力株式会社との間での共同開発により、敦賀発電所１号機及び同２号機については関西電力株式会社、中部電力株式会社及び北陸電力株式会社との間の共同開発により、いずれも事業計画を進め、これら各発電所の営業運転開始に先立って、それぞれ基本契約を締結している（これら電力会社を総称する場合、「受電会社」（東京電力株式会社については、組織再編を経て、現在では、東京電力エナジーパートナー株式会社が受電先に当たる。）という。）。被告は、その沿革として、昭和３２年に旧一般電気事業者９社、電源開発株式会社及びプラントメーカー等の共同出資により設立され、平成３１年３月３１日時点での被告の発行済株式総数の割合として、東京電力エナジーパートナー株式会社の親会社である東京電力ホールディングス株式会社は２８．２３％を、東北電力株式会社は６．１２％を、それぞれ保有しているなど、資本面での関わりも強い（東京電力ホールディングス株式会社は、被告の筆頭株主でもある。）。

これらの基本契約においては、被告が受電会社に対し、各発電所の発生電力から運転維持に必要な電力を除いた全量を供給することなどが定められている。被告は、これらの基本契約に従って、現在に至るまで一貫して、受電会社に対してのみ電力を供給している。

被告は、上記の電力の供給について、原則として事業年度ごとに、受電会社との間で電力受給契約を締結し、同契約に基づき、電力料収入を得ている。電力受給契約には、電気の供給量にかかわらず支払いを受ける基本

料金及び電気の供給量に応じて支払いを受ける電力量料金とから成る料金並びにその他の供給条件が定められている。また、被告は、受電会社との間で電力受給契約を締結するに当たっては、経営効率化努力を前提とした営業費に適正な事業報酬を加えた額が収入として得られるよう、受電会社との間で協議を行っている。

このようにして、被告は、受電会社との円満な関係を維持しながら、本件発電所の事業を着実に遂行してきており、その営業運転開始以来、以下のように一貫して安定した経営を継続している。

企業の本業を含む事業全体から経常的に得た利益を表す経常利益からみれば、本件発電所が営業運転を開始した昭和53年度（第22期）から平成30年度（第62期）までの41期のうち39期で経常黒字を確保し、平成12年度（第44期）から19期連続で経常黒字を確保しているとおおり、良好に推移している。このような状況のもとで、概ね各事業年度において、当期純利益を計上している。平成21年度から平成29年度では、合計3565億円（うち、本件発電所は852億円）の資金を要する工事を実施し、その工事に係る借入金の返済を行ってきているが、別紙の直近15事業年度の被告の主な経営指標からも示されるとおり、安定した経営を継続していることに変わりはない。

なお、被告の経営状況を反映した計算書類ないし財務諸表については、各事業年度において、会社法436条2項1号及び金融商品取引法193条の2第1項の各規定に基づく監査を受けている。また、被告は、金融商品取引法24条1項の規定に基づき、事業年度ごとに有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しており、当該報告書を含む各種開示書類を公衆縦覧に供している。

（以上について、丙G第1号証、同第5号証ないし同第18号証、同第34号証、同第39号証）

(2) 原子炉等規制法の定める運転段階以降の安全規制

原子炉等規制法における安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという、段階的安全規制の体系が採られている。

このうちの運転段階以降の規制として、現在施行されている原子炉等規制法においては、原子炉施設の維持管理が適切になされるよう、原子力事業者の行う定期事業者検査、原子力規制委員会の行う施設定期検査、原子力保安検査官の行う保安検査等の所要の措置が定められている。そして、現在では、原子力利用を取り巻く国内外の動向等を踏まえて一層高い安全水準を確保することを目指し、原子力事業者及び規制機関双方の取組みを強化すべく、平成28年度原子力規制委員会第59回（平成29年2月1日）における審議を経て平成29年法律第15号¹が成立し、原子炉等規制法の定める運転段階以降の規制が改正されることとなった（丙C第34号証ないし同第37号証）。当該改正後の原子炉等規制法の下では、原子力事業者等に対してその施設の網羅的な検査の実施を求める事業者検査制度（使用前事業者検査及び定期事業者検査）を新たに導入するとともに（同法43条の3の1.1第1項、同条2項、43条の3の1.6第1項及び同条2項）、これと対を成す仕組みとして原子力規制委員会による原子力規制検査を新たに導入し（同法61条の2の2各項）、原子力事業者等の講ずる措置等を原子力規制委員会が包括的に検査することとされた（これに伴い、原子力規制委員会が従来実施してきた各種検査は、原子力規制検査に統合される。）。原子力規制検査の対象は、使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況を含め、広範に及ぶものとなっている。そして、原

¹ 同法附則1条本文において、「この法律は、公布の日（被告註：平成29年4月14日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされている。

原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づいて検査対象事項についての総合的な評定を行い、原子力規制検査及び評定の結果を原子力事業者等に通知し、また公表することとした（同法61条の2の2第7項、同条9項）。

とりわけ日常的な対応という面では、現在でも、本件発電所の立地地域に属する東海・大洗原子力規制事務所に、原子力規制委員会の事務局職員である原子力保安検査官が常駐しており、同検査官により、本件発電所内の巡視点検やヒアリング等が行われている。加えて、原子力保安検査官は、被告が保安規定を遵守しているかどうかを確認するため、少なくとも年4回の頻度で保安検査を実施している（丙C第38号証、同第39号証）。この保安検査は、上記改正の下では、原子力検査官による原子力規制検査として行われる（同法61条の2の2第1項3号イ、67条の2第2項）。この原子力検査官によるものを含め、原子力規制検査には、原子力規制庁職員が自ら原子力施設に立ち入って検査を行うなどのフリーアクセスの考え方が取り入れられる（同法61条の2の2第6項²）。

以上のように、従前から、原子炉等規制法の定める運転段階移行の安全規制については、各種検査等による手厚い措置が講じられていたところ、上記改正後の原子炉等規制法の下では、原子力事業者による事業者検査制度と原子力規制委員会による原子力規制検査とを新たに導入するなどして、従前に比してより一層効果的かつ効率的な検査の仕組みが構築され、原子力施設の安全性の向上が図られることとなる。

もとより、仮に本件発電所がこれまでと同様の水準での収益を維持できないとの状況が生じたとしても、これにより直ちに、本件発電所の維持管理に

² 平成29年法律第15号による改正後の原子炉等規制法61条の2の2第6項は、「原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たっては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会うこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入って検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする」と定める。当該規定は、フリーアクセスの考えに基づくものである（丙C第36号証7頁）。

要する費用が確保できないということはない。本件発電所において維持管理に要する費用すら確保できず原告らの人格権侵害を招くほど経済状況が悪化するとの事態が生ずるとはおよそ考え難いが、上記改正後の原子炉等規制法の下で、本件発電所の運転開始後の安全性に関わる広範な事項が検査の対象となることなどからすれば、このような逼迫した事態に至るまでに当該検査等を通じて自ずと、その徴候が知られることとなる。

このことは、原告らが本件発電所の経理的基礎が欠ける結果として挙げる、不適正な原子炉の操業の事態をみても、明らかである。すなわち、原告らは、本件発電所において、①技術上の基準に満たない施設を建設する、②本来有すべき安全性を欠落させた設備の手抜き工事を行う、③当初計画以上の量の核燃料を受け入れる、④保守点検のための休炉を行わずに原子炉の運転を行う、⑤放射性廃棄物や使用済核燃料の不適正な処理を行う、⑥原子炉の維持管理に必要な人員を配置しない、⑦維持管理上の技術上の基準に反した操業を行うとの各事態を挙げるが（原告ら準備書面（83）7～8頁）、①及び②については同法43条の3の11第2項の定める使用前事業者検査に、③ないし⑥については同法43条の3の24第1項の定める保安規定の遵守に、⑦については同法43条の3の14の定める技術上の基準適合に係る施設維持に、それぞれ関わることから、原子力事業者である被告において、これら各規定に応じた適切な措置を講ずることが求められるものである。これらの原子力事業者として被告に求められる各措置と対を成すように、①及び②については同法61条の2の2第1項1号イにより、③ないし⑥については同項3号イにより、⑦については同項2号イにより、それぞれ原子力規制検査の対象となるのであって、このような事態についてはいずれも、何らの改善等の措置がなされることのないまま運転が継続されるとはおよそ考えがたいものである（同法61条の2の2第10項参照）。

なお、上記のうち③については、本件発電所については、仮に計画以上の

核燃料を受け入れたとしても、その取得費用が増えるだけで利益に資するところはないのであって、産業廃棄物の受入量と収益とが密接に関連すると考えられる産業廃棄物中間処理施設とは明らかに異なっている。原告らは、このことを理解せず、前掲東京高裁平成31年2月27日判決の判示する内容を本件発電所に当てはめている。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)で述べたとおり、被告は、本件発電所について、受電会社との共同開発のもとで、高額の工事費用にかかわらず借入金を返済しつつ事業を着実に遂行してきていることに照らし、維持管理に要する費用が確保できないということはおおよそ考え難く、加えて、平成29年法律第15号による改正後の原子炉等規制法の下で、原告らの挙げるような事態が改善されないまま運転が継続されることも考えられないのであって、これらの本件発電所における実績や同法の定めを具体的に踏まえることなく行う原告らの主張には、何ら理由がない。

2 事故時の損害賠償に係るもの

原告らは、被告には事故を起こした場合に損害賠償を負うだけの経理的基礎はなく、十分な損害賠償がなされるための制度は整っていないなどとして、本件発電所に事故が発生した場合を前提として、そのすべての損害を賠償できる経理的基礎が被告に備わっていなければ、同発電所の運転が認められないかのように主張する(原告ら準備書面(83)16~18頁)。

しかしながら、そもそも、原告らは、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求権を根拠として本件発電所の運転差止めを求めていることから、同発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があることこそが認定判断の対象となるにもかかわらず、上記のような事故等の発生

を当然の前提とし、これを本件発電所の運転と結びつけることは論理に飛躍があつて不合理であり、およそ認められるものではない。

加えて、以下に述べるとおり、原告らの主張は、原賠法等から成る現行の法体系に照らし、独自の見解を述べるものであつて理由がない。

原賠法に基づく原子力損害賠償制度を概観すると、同法は、原子力損害（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう。同法2条2項）について、原子力事業者の無過失責任を定めるとともに（同法3条1項）、賠償責任を原子力事業者に集中する定めをおいている（同法3条2項、4条1項）。同法の定める原子力事業者の無過失責任とは、原子力事業者が、「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」（同法3条1項但書）を除き、原子炉の運転等と原子力損害の発生との間に相当因果関係があれば、その故意・過失等の有無を問わず、賠償責任を負うことをいうものであり、その責任の範囲は無限責任であると解されている。

他方で、原賠法において、原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結（賠償措置額³を原子力損害の賠償に充てることのできるものとして文部科学大臣の承認を受けたものに限る。）などの損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならないとされている（同法6条、7条）。ここでいう原子力損害賠償責任保険契約は、民間が引き受ける責任保険契約である。地震・津波等の事由に基づく原子力損害を原子力事業者が賠償することによって生じる損失については、原子力損害賠償責任保険契約では担保されず、政府と原子力事業者との間の原子力損害補償契約に基づき別途政府により補償がなされる（原子力損害賠償保障契約に関する法律2条、3条）。これらの損害賠償措置に基づく補償は、賠償措置額（本件発電所

³ 「賠償措置額」とは、1200億円以内で政令で定める金額をいう（同法7条1項）。なお、原賠法施行令2条1項より、本件発電所に係る賠償措置額は1200億円となる。

については1200億円)を限度とするものである。そこで、原子力損害の賠償が賠償措置額を超えることとなった場合は、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとされている(原賠法16条1項)⁴。

(以上につき、丙A第1号証91～92頁)

以上の原賠法に基づく原子力損害賠償制度に照らしてみれば、万一本件発電所において各般の安全対策にもかかわらず事故が発生し、被告が原子力損害の賠償の責任を負うことを想定したとしても、当該損害賠償のうち、賠償措置額の1200億円までは損害賠償措置に基づき補償が確保されており、これを超える賠償額についても必要に応じて政府援助があり得るのであって、このような現行の法制度を踏まえることなく、被告の資産等のみ言及する原告らの主張は、独自の見解というべきものである。

ほかに、原告らは、原子力委員会に設置された原子力損害賠償制度専門部会の行った原子力損害賠償制度の見直しの検討における一部を取り上げ、電気事業法の改正により、法律上原子力事業者が会社更生手続等の法的整理を行う可能性もあり、その場合の現在の原子力賠償制度の枠組みが機能しなくなるなどともしているが、原告らの主張に理由がないことに変わりはない。すなわち、同部会は、「法的整理が行われる事態があり得ることから、国は、見直しの後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要である」とし(丙G第40号証)、同部会における検討を取り纏めた「原子力損害賠償制度の見直しについて(案)」に対する意見募集(意見募集期間は平成30年8月10日から同年9月10日までであ

⁴ 福島第一原子力発電所事故を受けた政府による必要な援助の具体的な措置として、大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的として、原子力損害賠償支援機構が設立された(平成26年8月18日からは、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組されている。)

る。)の結果においても、事故を起こした原子力事業者の法的整理に関する意見に対し、「原子力事業者が電力の安定供給を含めた事業の見通し、賠償の規模、事故収束を行う責任等を総合的に判断し、会社更生手続等の法的整理を行う可能性があると考えられます。現行の原賠制度では、各種措置により、原子力事業者は債務超過に至ることなく、賠償の実施等を行うことが可能となっています」と回答しているように（同第41号証）、同部会における検討をもって、現行の原子力賠償制度の合理性が否定されるものではない。

以上のとおりであるから、事故時の損害賠償に係る原告らの主張には、およそ理由がない。

(別紙) 直近15事業年度の被告の主な経営指標

(百万円)

回次	売上高	経常利益	当期純利益 / 当期純損失	純資産額	総資産額
第48期 (H17.3)	173,509	1,475	1,001	165,883	582,873
第49期 (H18.3)	149,581	1,408	553	166,455	595,417
第50期 (H19.3)	155,655	2,841	1,961	168,411	625,436
第51期 (H20.3)	178,418	3,512	2,117	170,511	648,729
第52期 (H21.3)	149,306	4,323	2,736	173,093	661,413
第53期 (H22.3)	144,516	3,871	2,341	175,579	684,581
第54期 (H23.3)	174,273	12,762	575	176,072	807,190
第55期 (H24.3)	145,276	7,598	△13,501	162,646	855,125
第56期 (H25.3)	151,988	1,612	309	162,946	915,925
第57期 (H26.3)	124,818	7,230	427	163,365	834,580
第58期 (H27.3)	131,894	5,400	△3,813	159,559	831,770
第59期 (H28.3)	113,801	5,911	1,244	160,771	807,267
第60期 (H29.3)	108,528	4,497	△6,680	151,134	663,034
第61期 (H30.3)	113,515	7,331	2,470	156,690	657,775
第62期 (H31.3)	111,642	6,233	3,162	159,781	631,856

以上